

独立行政法人都市再生機構が実施できる事業の一覧

業務内容	機構法の根拠規定
都市再生の推進	
○市街地再開発事業	第 11 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号
○住宅街区整備事業	第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号
○土地区画整理事業	第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号
○流通業務団地造成事業	第 11 条第 1 項第 3 号
○土地有効利用事業	第 11 条第 1 項第 1 号
○防災公園街区整備事業	防災公園整備：第 11 条第 1 項第 7 号 周辺市街地整備：同項第 1 号～第 3 号
○民間供給支援型賃貸住宅	第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号
○防災街区整備事業	第 11 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号
○コーディネート業務	第 11 条第 1 項第 6 号
○関連公共施設整備事業	第 11 条第 1 項第 7 号又は第 8 号
○民間事業者がない場合の賃貸住宅建設	第 11 条第 1 項第 9 号
○土地提供者のための住宅等の建設等	第 11 条第 1 項第 10 号
○委託に基づく都市公園の建設等	第 11 条第 1 項第 11 号
○本来業務に支障のない場合の受託業務	第 11 条第 3 項
賃貸住宅管理等	
○賃貸住宅管理	第 11 条第 1 項第 12 号
○賃貸住宅の建替え・リニューアル	建替え：第 11 条第 1 項第 13 号 リニューアル：同項第 12 号
○賃貸住宅の建設と一体の事務所、店舗等の施設の建設等	第 11 条第 1 項第 14 号又は第 15 号
災害復興等	
○被災市街地の復興	第 11 条第 2 項第 1 号
○防災都市施設の整備	第 11 条第 2 項第 2 号
○東日本大震災の復興	第 11 条第 2 項第 3 号
○災害時における国交大臣の求め又は地公体の要請に基づく賃貸住宅建設	第 11 条第 1 項第 16 号
計画的に事業を完了すべき業務	
○ニュータウン整備	附則第 12 条第 1 項第 2 号 附則第 12 条第 1 項第 1 号
○国土交通大臣が指定する経過的賃貸住宅の建設等	附則第 12 条第 1 項第 2 号
○国営公園の有料施設の管理	附則第 12 条第 1 項第 2 号
○分譲住宅業務	附則第 12 条第 1 項第 4 号

※土地取得等を伴う場合は、機構法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による。